

2026年度ブータン国別研修「住民主体の獣害対策」  
研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

2026年度ブータン国別研修「住民主体の獣害対策」

(2) 技術研修期間（予定）

2026年9月24日～2026年10月3日

(3) 研修員（予定）

1) 定員:8人

2) 研修対象国:ブータン

3) 研修対象組織・対象者:国立植物保護センター（NPPC）と農業研究開発センター（ARDC）及び対象サイトに従事する地方の農業行政官や普及員

(4) 研修使用言語:英語

(5) 研修の背景・目的:

**背景** ブータン王国では、「第13次5か年計画（2024～2029年）」において、農業の商業化と農村生計の安定化を重点政策として掲げている。一方で、森林と農地が近接する同国の自然環境の下、野生動物の農地侵入による農作物・家畜被害が深刻化しており、農業生産と農村住民の生計維持に対する大きな制約となっている。

現在、獣害対策としては農家による長期間の見張りや電気柵の設置が一般的に行われているが、対象獣種に応じた設計や維持管理、地域ぐるみの運営体制が十分に確立されておらず、年平均約5か月の見張りを行っているにもかかわらず、農作物収穫量の約28%が被害により失われているとの報告もある。獣害の深刻化は、農地放棄や都市部への移住を引き起こし、農村の衰退や農地荒廃につながっている。

こうした状況を踏まえ、農業畜産省傘下の国立植物保護センター（NPPC）は、2040年までに野生生物・病害虫による農業被害を15%削減する目標を掲げ、野生動物の生息地管理、地域社会の主体的関与、科学的知見に基づく効果的な獣害対策モデルの開発を重要課題としている。本事業では、中西部4県を対象に、獣害対策推進体制の整備、ガイドライン作成、政府職員的能力強化、効果的かつコスト効率性の高い侵入防止柵システムや被害可視化技術の開発、パイロットサイトでの現場実証を通じ、住民主体の獣害対策モデルの構築と全国展開を目指している。

そのためには、中央・地方政府職員が、人間と野生動物の衝突（Human-Wildlife Conflict: HWC）管理に関する体系的知識、地域参加型アプローチ、技術選択・運用、効果測定および普及手法を総合的に理解し、現場で実践できる能力を強化することが不可欠である。このような背景の下、本事業の一環として国別研修を実施する。

**目的** 本国別研修は、ブータンにおける住民主体の効果的な獣害対策モデルの開発および普及を担う中核人材を育成することを目的とする。

(6) 案件目標：

住民主体の効果的な獣害対策モデルの実施・普及を担う行政・技術人材の能力が強化され、対象地域において獣害被害の軽減と農家生計の安定化に向けた取組が推進される。

(7) 単元目標（アウトプット）

・ブータンにおける人間と野生動物の衝突（HWC）の現状と課題を踏まえ、日本における住民主体の獣害対策に関する基本的な考え方、技術的選択肢、運営手法を理解する。

・獣害対策技術について、対象獣種、コスト、維持管理、地域運営の観点から適切に評価・選択できる能力を身につける。

・本研修で得た知見を基に、帰国後に自地域で実施可能な住民主体の獣害対策アクションプラン（技術導入、体制整備、普及方策、効果測定を含む）を作成する。

(8) 研修内容

1) 研修項目

- ・ 事前活動：インセプションレポート作成、自地域における獣害の現状、対象獣種、既存対策、課題整理
- ・ 基礎理解・概論：人間と野生動物の衝突（HWC）の概念と国際的動向、ブータンにおける獣害問題の構造と政策的課題、住民主体・地域参加型アプローチの考え方
- ・ 技術的対策の理解：侵入防止柵（電気柵等）の設計思想、仕様、設置・維持管理、対象獣種別の抑止手法（イノシシ、サル、シカ等）、コスト効率性・持続性の観点からの技術選択
- ・ 現場視察・事例学習：日本の獣害対策事例（行政・地域・農家の連携）、地域主体による運営体制、合意形成プロセス、獣害対策と農村振興・生態系保全の両立事例
- ・ アクションプラン作成：帰国後の獣害対策実施に向けたアクションプラン作成

2) 研修方法

ア. 講義：農研機構、農林水産省、環境省、兵庫県庁、兵庫県森林動物研究センター/兵庫県立大学、丹波篠山市役所、相生市/宍粟市役所

イ. 見学：丹波篠山集落、宍粟市集落

ウ. レポートの作成・発表

3) 当機構が実施するプログラム

集合ブリーフィング：来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

## 2. 委託業務の内容

### (1) 契約履行期間（予定）

2026年8月上旬～2026年11月上旬

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

### (2) 業務の概要

ブータン国からの研修員に対し、研修目標達成のために日本国内の獣害対策についての事例を紹介するために、獣害プロジェクト専門家（チーフアドバイザー）が行う業務を補助する。また、本案件でも重視されている、「コミュニティ活動」の視点に関する知見を共有する。

### (3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価、アクションプラン作成指導
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

### 3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

以 上